

# 外国送金をご利用されるお客さまへ

金融機関等は、刻々と変化する国際情勢を受け、金融サービスを悪用するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（※）への対策に取り組んでいます。

当金庫においても、規制や法令に厳格に準拠しており、マネー・ローンダリング等の対策の観点から、取引の無いお客さま、取引開始から間もないお客さまからの外国送金はお取り扱いをしておりません。また、特定業種（資金移動サービス業者、外貨両替商、仮想通貨交換業者、オンラインカジノ業者、無登録の金融商品取引業者（FX取引等））のお客さまについても同様にお取り扱いをしておりません。

犯罪組織やテロ組織への資金流入を未然に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持し、犯罪組織やテロ組織が活動しづらい環境を作るため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

## 外国仕向送金・被仕向送金をご利用の際のお願い

- ▶ 依頼人様の本人確認書類のご提示をお願いいたします。
- ▶ 送金目的や送金先などについて、より具体的に確認をさせていただきます。
- ▶ 送金内容に関する書類（インボイスや請求書など）をご提示いただきます。
- ▶ 依頼人様と受取人様の関係について確認をさせていただきます。
- ▶ 送金の原資について、他行通帳など確認をさせていただきます。
- ▶ 過去に確認した事項についても、再度確認をさせていただく場合がございます。
- ▶ 収入や資産等に見合わない高額送金や、短期間のうちに頻繁に行われるお取引、依頼人様のお取引店舗以外の異なる店舗で送金される場合、その他についても確認をさせていただきます。

なお、お伺いした内容や、ご提示いただいた書類については、原則、記録もしくは写しを頂戴いたします。上記事項にご協力いただけない場合や、確認させていただいた内容によっては、お取引をお断りさせていただく場合がございます。

被仕向送金は、当金庫に着金している場合でも、ご提示いただいた書類を確認した結果、ご入金できない場合がございます。

※マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与とは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関等を転々とさせることで、資金の出所をわからなくしたりする行為や、テロの実行支援等を目的としてテロリストに資金を渡す行為を指します。国際的に核・ミサイルやテロの脅威が増す中、犯罪者・テロリスト等につながる資金を断つことは、日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題であり、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性は、これまでになく高まっています。

●詳しくは、青梅信用金庫 市場運用部(外為担当) TEL 0428-24-3104 または、お取引店舗までお問い合わせください。受付時間/9:00~17:00(土日祝除く)



青梅信用金庫